

◎新潟県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（環境対策課）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 平成24年8月10日から平成25年1月25日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）  
新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市  
（2級水準測量）  
長岡市、南魚沼市